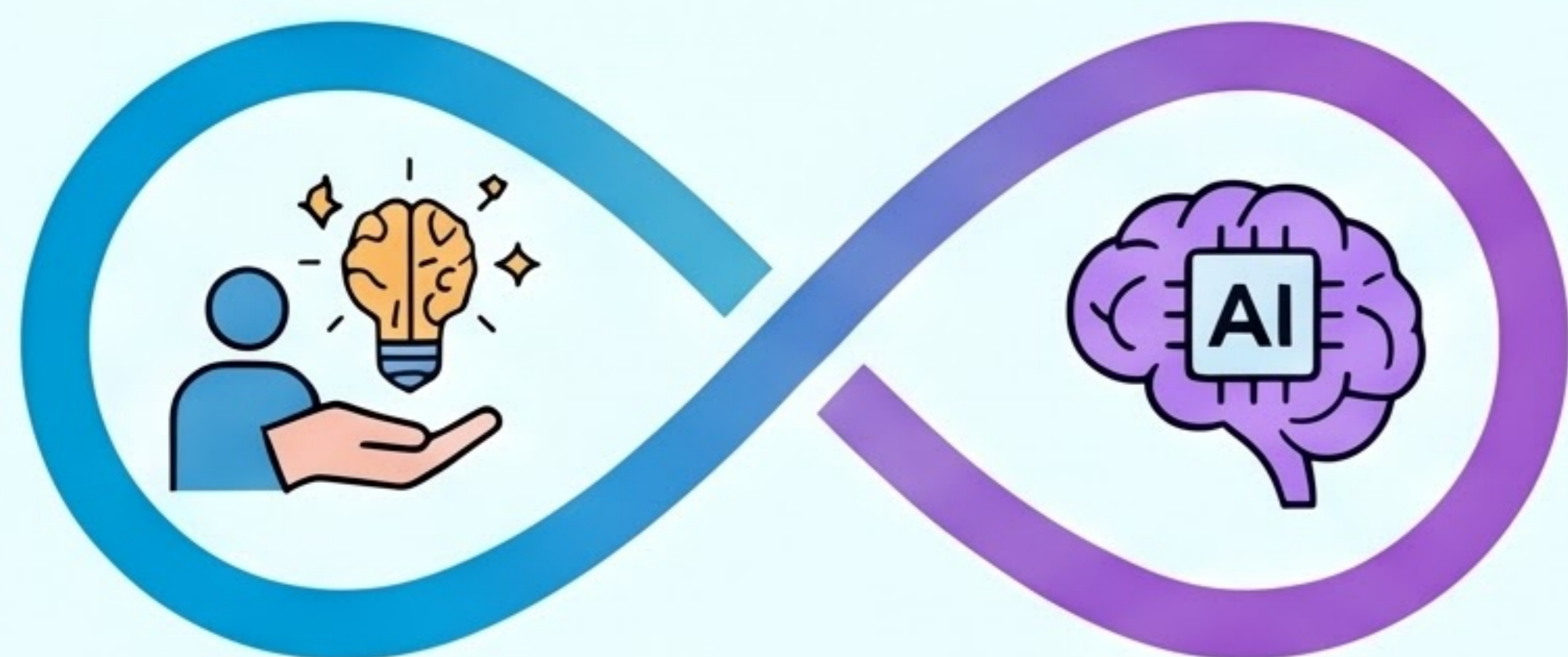


AI利活用における民事責任：経産省「手引き」が示す責任の所在と知財実務への影響

責任判断の分水嶺：AIの2大類型



補助／支援型 AI (Support/Assistance)

AIは利用者の判断の補助に留まり、最終的に人の判断や行動を介在させることが予定される類型です。

依拠／代替型 AI (Reliance/Substitution)

人の判断・行動の全部または一部を代替する前提で提供され、利用者がAIの出力に依拠する類型です。

類型の決定要素

「必要性（人の判断では困難な効用）」と「精産・安全性（通常人以上の本事）」の2要件を満たす場合に依拠／代替型に該当し得ます。

ステークホルダー別の注意義務

利用者の注意義務：補助／支援型の場合



AI利用の有無にかかわらず注意義務の水準は不変であり、AIの出力を鵜呑みにせず、自ら検証する義務があります。

利用者の注意義務：依拠／代替型の場合

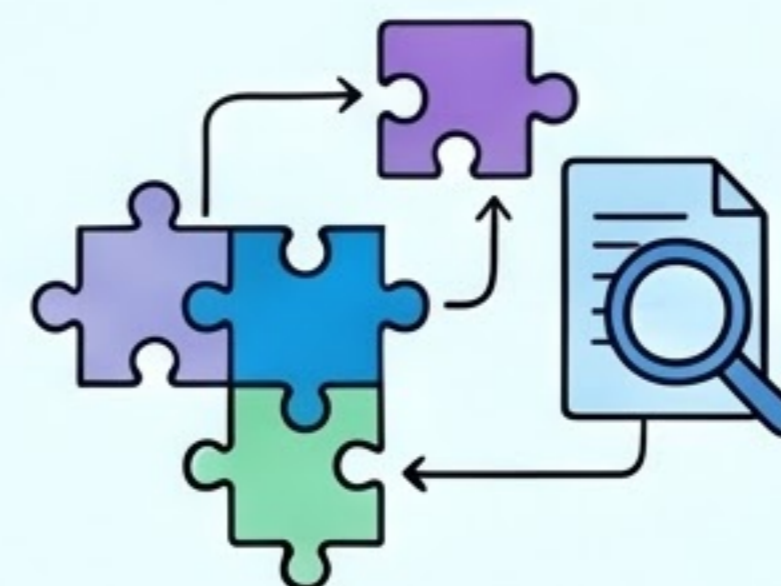


開発者・提供者の責任



補助型では機能・限界の説明義務が中心ですが、依拠型では設計上の安全性確保やセーフガード構築など、より高い義務が求められます。

依拠者・代替型 AI



注意の対象が「個々の判断」から「AIを組み込んだ業務プロセスの適正な構築・運用」へと転換します。

過失判断を左右する要素

ガイドライン・認証の遵守



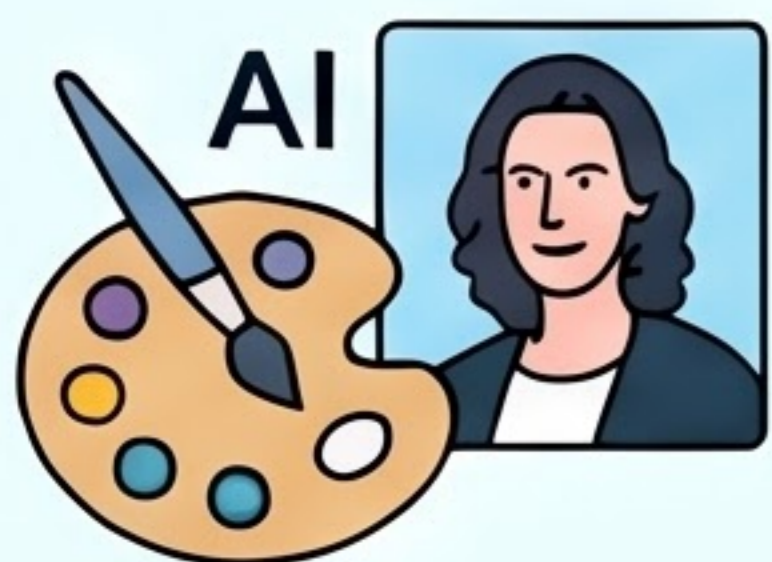
「AI事業者ガイドライン」への適合や、ISO/IEC 42001などの認証取得は、過失を否定する方向の有利な事情として考慮されます。

因果関係の整理



補助／支援型では、最終的な判断が人間によるものであるため、AIの出力と損害の間の因果関係は原則として否定される傾向にあります。

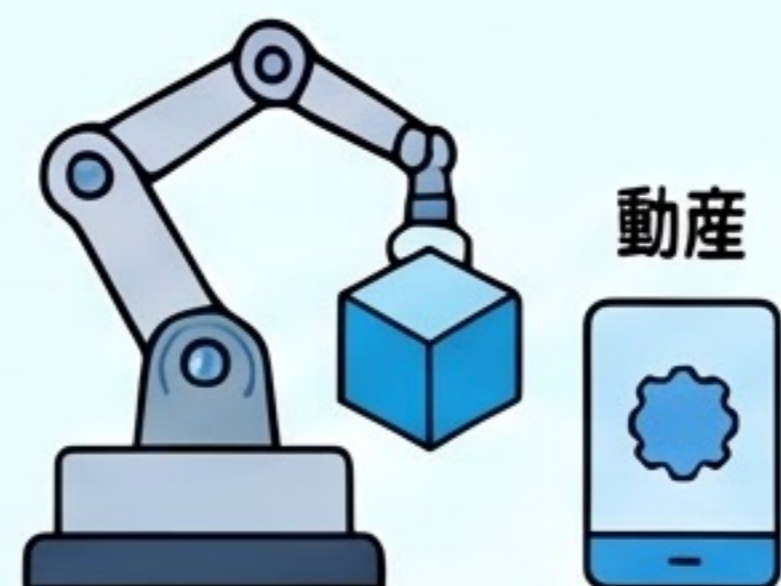
知財実務における具体的ケーススタディ



画像生成AIとパブリシティ権
学習行為自体は原則権利になりませんが、著名人に生成を目的としたAIの販売は侵害と評価される可能性があります。



知財専門職（弁理士等）のAI利用
特許調査や明細書起草へのAI利用は「補助型」であり、AIの誤りを理由に専門職としての注意義務を免れることはできません。



製造物責任法（PL法）の適用
AIソフトウェア単体は対象外ですが、自走行ロボットなどの「動産」に組み込まれた場合はPL法上の責任が生じ得ます。

補助／支援型と依拠／代替型の責任構造の対比

比較項目	補助／支援型 AI	依拠／代替型 AI
主な定義	人の判断を補助（人は介在）	人の判断を代替（AIに依拠）
利用者の注意義務	慎重の注意義務（全件確認が基本）	業務プロセスの適正な構築・運用
開発者の注意義務	説明上の注意義務（限界の説明）	設計上の安全性・セーフガード構築
知財業務の例	特許調査、翻訳、明細書起草	自適的なIPランドスケープ分析等